

蒲郡市監査公表第 7 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

蒲郡市監査委員	草 次 英 夫
同	永 川 貴 士
同	新 実 祥 悟

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 団 体 名 等 | 蒲郡市土地改良区 |
| (2) 補 助 事 業 名 | 蒲郡市土地改良区事務事業・豊川用水維持管理事業・ |
| 及び補助金額 | かんがい排水事業・西迫西地区ほ場整備事業・ |
| | 豊川用水受益地転用決済事業 |
| | 41,431,500 円 |
| (3) 期 間 | 令和元年度 |
| (4) 所 管 課 | 産業環境部 農林水産課 |

2 監査の実施期間及び実施場所

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 実施期間 | 令和 3 年 1 月 21 日から令和 3 年 2 月 25 日まで |
| (2) 実施場所 | 蒲郡市役所監査委員室 |

3 監査の範囲及び方法

市が財政援助をしているもののうち、任意に抽出した団体等の財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正であるか、また、当該財政援助の効果確認に主眼をおいて実施した。

監査に当たっては、所管課職員から執行状況の説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係帳簿を調査した。

団体等の経理事務については、関係者から説明を聴取し、関係諸帳簿、証拠書類の調査を行った。

4 監査の結果

決算に係る収支決算書、関係諸帳簿及び証拠書類を調査したところ、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次の点について留意又は検討すべき事項が見受けられたので、是正改善の措置を講じられたい。

〔改善事項〕

一者随意契約の締結に当たり、支出負担行為決議書に業者選定理由が明記されていないものが見受けられたので、業者選定手続きの透明性、公平性が確保されるよう改善されたい。